



(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	8599998 円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	300,000 円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	8,899,998 円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	1,100,000 円
現金	100,000 円	預貯金	1,000,000 円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高)	-	⑬ (当面の支出見込額)	=	納付可能金額(⑮)	0 円
					(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

① 納付すべき労働保険料等		-	⑮ 納付可能金額	=	② 猶予額
●●●●●● 円			0 円		●●●●●● 円

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)**

- この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。
- ※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が免除されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請していただいた内容は都道府県労働局で審査します。  
猶予を許可する場合には、事務組合に対して通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

**ご不明な点があれば、事務組合にご相談ください。**